

水路に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）の間に、乙が草津市開発事業の手続および基準等に関する指針（以下「指針」という。）の規定に基づいて施行した水路について、次のとおり協定する。

（用語の定義）

第1条 この協定書において「水路」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定による協議を終えて草津市長が管理することとなる未記記載の水路をいう。

（瑕疵担保責任）

第2条 乙は、別紙開発事業協定書に定める所有権の移転がなされた日から2年間の瑕疵担保責任期間満了前1か月以内に、別紙検査依頼書を提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査により瑕疵が発見された場合は、乙は乙の責任において甲が指示する方法により復旧しなければならない。

3 瑕疵が乙の故意または重大な過失により生じた場合の期間は10年間とする。

（履行の義務）

第3条 乙は、指針及びこの協定書の趣旨を十分認識し、信義に従い誠実に本協定を履行するものとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 草津市草津三丁目13番30号

氏 名 草津市長 Ⓜ

乙 住 所

氏 名 Ⓜ

水 路 の 表 示 草津市

所 在 地	地 番	摘 要			適用
		幅員m	延長m	面積 m ²	

公共施設工事検査依頼書

年 月 日

草津市長

宛

住所

氏名

電話

草津市開発事業の手続および基準等に関する指針の規定に基づいて施工した水路について、年 月 日付協定した水路に関する協定書第2条第1号により、検査を依頼します。

記

1 協定締結日	年 月 日
2 所在地	
3 所有権移転日	年 月 日
4 審査番号	事前 ・ 要綱 第 号

注1. 水路に関する協定書の写しを添付すること

注2. 位置図を添付すること